

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	12
福祉保健医療	13
産業労働企業	13
警察危機管理防災	14

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、県の裁量で活用できる地方単独事業分の充当額が今回の補正予算では19億円にとどまり、12億円が温存されている。度重なるまん延防止等重点措置の期間延長により疲弊している事業者等に更なる支援が必要であると考え、残額の12億円を今後どのように活用するのか」との質疑に対し、「今後の感染状況により、8月22日以降もまん延防止等重点措置期間の更なる延長や段階的緩和措置を講じる場合は、飲食店等への協力金などで数億円の地方単独事業分を充当する必要があると考えている。また、今回提案している酒類販売事業者への支援についても国が8月分の月次支援金制度を延長した場合には、追加の対応が必要になることも考えられる。一方、県では事業者支援分である2,000億円の早期交付を国に求めているが、国から追加交付の情報はなく、財政措置が不透明な状況である。残額の12億円は、今後の感染状況や経済情勢を踏まえて、必要な場合には迅速かつ適切に活用していきたい」との答弁がありました。

また、「県として、国に対してどのような要望をしているのか」との質疑に対し、「昨日、知事名で西村経済再生担当大臣に対して、地方単独事業分、事業者支援分の更なる増額交付、事業者支援分2,000億円の早期交付と配分方法の見直しを要望させていただいた」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと

おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「ワクチン不足のため、接種を中止している市町村数を把握していないとのことだが、市町村がどれだけ困っているのか調査し、国へ申し入れるべきではないか。あわせて、感染者の約7割が1都3県で発症していることから、ワクチンの分配方法を見直し、1都3県に集中させるよう国に要望すべきではないか」との質疑に対し、「64歳以下の一般接種向けワクチンについては、これまでのワクチン供給量に比べて約3割減少している。ワクチンの確保ができず予約を開始できない状況も生じている。新規感染者の約7割が首都圏で発症している状況からも、首都圏を中心にワクチンを手厚く供給するよう国には要望をしているが、コロナ禍を一刻も早く収束させるために、国に対して十分な量のワクチンを供給するよう更に求めていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 松 井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラスの認証のために来店した職員が短時間で確認して帰ったという話を聞くが、本当に感染防止の意義が飲食店に伝わっているのか。また、モニタリング調査ということで、感染防止対策が不十分であるとの情報提供があった飲食店に、対策状況を確認することのだが、飲食店の気分を害し、逆効果になるのではないか」との質疑に対し、「当該認証については、飲食店があらかじめ県のホームページに掲載されているセルフチェックシートでチェックした後に、職員が現地へ赴き確認するものである。そのため確認時間が短いというものもあるが、しっかりと確認している。また、モニタリング調査については、飲食店が事業継続をしていく上で、しっかりと感染対策し、安心して客に利用してもらうものである。決して違反を摘発するものではなく、感染対策を改めて確認するものであり、飲食店を支援していくという姿勢で取り組んでいく」との答弁がありました。

また、「感染防止対策協力金には、これまで多額の予算を投じてきたが効果はどうか。また、飲食店の感染頻度の測定や記録を基に事業効果を検証してこれからの対策に生かすべきと考えるが、事業の効果検証をどのように行っているのか」との質疑に対し、「新規陽性者数の増減については、様々な要因が考えられ、一概に当該取組だけで評価するのは難しい。しかし、先日まで新規陽性者数は減少に転じており、現在は増加に転じているものの、他県との

比較では本県は抑えられている方であり、一定の効果があるものと考えている。また、測定や記録による事業効果の検証については、現在、新規陽性者がどの飲食店に由来するか確認する方法がない。しかし、飲食店由来の新規陽性者が発生していることは事実なので、今後、新規陽性者が認証店舗由来なのか情報共有しながら、飲食店に対し、しっかりと感染対策を引き続き実施するようお願いしたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



副委員長 権 守 幸 男

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「まん延防止等重点措置の区域指定に当たっては、エビデンスに基づいた指定を行うこと及び市町村と緊密に相談を行うことの2点について要望したが、どのように検討したのか」との質疑に対し、「エビデンスについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法では市町村単位が基本であるため、市町村単位でデータの把握を行い、危惧される場所について指定を行っている。また、市町村との事前相談については、法的には知事が原則市町村単位で区域を定めるということになっている。一方、同法には市町村長から都道府県の対策本部長である知事に意見を申し述べるという規定があり、意見をいただければ当然考えなくてはいけないものと思っている」との答弁がありました。

次に、「緊急事態宣言期間中に営業時間短縮命令に従わなかった飲食店に過料を科すよう東京都が裁判所に通知し、25万円の過料が科されていることが都の発表で分かったとの報道があった。本県でもまん延防止等重点措置に基づく時間短縮命令違反の3店に対し過料の通知を裁判所に行ったと聞かすが、都と同様の対応を行うのか」との質疑に対し、「7月9日現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請を30店舗、同条第3項の命令を11店舗、同法第80条に基づく過料の通知を3店舗について行っている。今後、裁判所の判断で過料というところがあれば公表を考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。